

条件付き公募型プロポーザル方式による営繕工事設計者選定実施要領

(目的)

第1 この要領は、営繕工事設計者選定要綱第3第1項第2号に規定する条件付き公募型に関する選定手続きを定めることを目的とする。

(対象業務)

第2 本方式の対象となる業務は、次の各号に掲げる設計及び工事監理業務(以下「設計業務」という。)のうち、契約担当者が必要と認めるものとする。

- (1) 計画調査、構造計算、施工計画等に関して広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とし又は先端的な計測・試験を含む新技术を積極的に反映させる必要がある設計業務
- (2) 象徴性、記念性、芸術性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務
- (3) その他条件付き公募型プロポーザル方式により選定することが適当であると認められる設計業務

(設計者選定委員会)

第3 次の各号に掲げる事務を行うために、別に定める「設計者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を置く。また、選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

- (1) 技術提案書を特定するための評価基準の決定
- (2) 技術提案又はその一部についての審査
- (3) 技術提案書の評価
- (4) その他選定委員会において実施することが適当と認められる事項

(技術提案書提出資格及び技術提案書提出資格の決定)

第4 秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱(平成20年3月17日建管第2460号、以下「試行要綱」という。)第4条の規定は、技術提案書を提出する者に必要な資格について準用する。この場合において、第4条中「入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)」とあるのは「技術提案書を提出する者に必要な資格(以下「技術提案書提出資格」という。)」と、「入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日まで」とあるのは「技術提案書提出期限の日から技術提案書を特定した日まで」と読み替えるものとする。

2 技術提案書提出資格は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱第10条に基づく入札審査会又は同第12条に基づく入札審査委員会(以下「入札審査会等」という。)の議を経て決定する。

(技術提案書の提出依頼の内容)

第5 契約担当者は、次の各号に掲げる事項を記載した技術提案書提出要領を作成し、技術提案書の提出を依頼するものとする。なお、第4号の技術提案書を特定するための評価基準等については、選定委員会の議を経て決定するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- (4) 技術提案書を特定するための評価基準及びヒアリングの有無
- (5) 技術提案書提出要領に不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及び回答方法
- (6) 契約書案及び仕様書案
- (7) その他契約担当者が必要と認める事項

(技術提案書の提出依頼の公告)

第6 技術提案書の提出依頼の公告は、秋田県電子入札システムの入札情報サービスにおいて掲示することにより行う。

(技術提案書の提出)

第7 技術提案書提出資格者は、第5に規定する技術提案書(様式第1号)を所定の期限までに提出するものとする。

(技術提案書の特定)

第8 選定委員会は、提出された技術提案書について、別に定める評価基準に基づき、当該業務について技術的に最適なものを評価するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の結果を入札審査会等に報告し、入札審査会等の議を経て特定するものとする。
- 3 契約担当者は、特定された技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知(様式第2号)を行うものとする。

(非特定理由の説明)

第9 契約担当者は、技術提案書を提出した者(以下「提出者」という。)のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)の通知(様式第3号)を行うものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して7日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により非特定理由についての説明(以下「非特定理由の説明」という。)を求めることができるものとする。
- 3 前項の期限内に非特定理由の説明を求められたときは、契約担当者は、設計者選定委員会の議を経て、非特定理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
- 4 前3項の事項については、契約担当者は、第6の公告においてその旨を教示するものとする。
- 5 第1項の通知は、第8第3項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第5第1項第4号に規定する評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

(実施上の留意事項)

第10 本方式は、調査、設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の成果の一部を求めるものではない。

- 2 ヒアリングを実施する場合は、当該設計業務を実施する際に配置を予定している管理技術者等を対象者に実施するものとする。
- 3 契約担当者は、技術提案書に記載すべき事項を極力具体的に示すものとする。また、提出を求める技術提案書は可能な限り簡素化することとし、具体的な取組方法の提示を求めるテーマ1題につきA

- 4用紙1枚以内で提案を求めるものとする。
- 4 提出者が他の設計者等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。
 - 5 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。
 - 6 提出された技術提案書は、提出者に返却しないものとする。
 - 7 契約担当者は、提出された技術提案書を提出者に無断で使用しないものとする。
 - 8 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とする。
 - 9 技術提案書の提出後は、当該技術提案書の記載内容の変更を認めないものとする。
 - 10 提出者が1者であった場合は、第5により改めて提出を依頼するものとする。
 - 11 特定された技術提案書の内容については、当該設計業務の特記仕様書に明記するものとする。
 - 12 技術提案書の提出者の氏名等については、技術提案書を特定するまでは公表しないものとする。
 - 13 契約担当者は、第1項から第10項までの事項について、第6の公告においてその旨を教示するものとする。

第11 この要領に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年 7月 1日から施行する。
- 2 プロポーザル方式に基づく設計者選定委員会設置要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成18年10月 2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 第3に規定する選定委員会が行う事務は、秋田県入札制度適正化推進委員会設置要綱に規定する秋田県入札制度適正化推進委員会が行うものとする。
- 3 標準型プロポーザル方式による営繕工事設計者選定実施要領は廃止する。